

# LGT銀行の不正

## 1. 紹介

「横尾に400億～500億円の簿外損失の存在を伝えて外国銀行の紹介を依頼し、六本木のレストランで臼井を紹介してもらった」、「それ以前に、オリンパスとLGT銀行は会ったことはない」と山田氏が証言し、森氏・中塚氏・臼井氏も同様の証言をした。

しかし、「週刊エコノミスト」誌のホームページで公開されたオリンパスの内部資料には、「LGTバンクと一番最初付き合いをした時は、下山とリヒテンシュタインに行ってる。(中略)LGT銀行とどんな付き合いが出来るのか良く分かっていなかったが、そうは言っても、知っているの特ですよということで紹介をしてもらった。それでリヒテンシュタインのフアドーツって所のお城に入れてもらって、恐らく、オリンパスのデジカメが出てすぐの頃です」という、11年11月11日(オリンパスが粉飾を公表した3日後)に、森氏が森・濱田松本法律事務所に話した内容が記載されている。

※オリンパスのデジタルカメラ「CAMEDIA」初代機の「CAMEDIA C-400L」は96年10月5日、「C-800L」は同月25日に発売された。

また、群栄化学工業との民事裁判で、森氏は「98年2月18日から同月21日の間に、LGT銀行のニップ頭取とウォルチ取締役が、CFCへの融資の審査を行うためにオリンパスを訪れた」と証言している。六本木の会食が98年3月7日であったことから、オリンパスにLGT銀行を紹介したのが私ではないことが証明された。

リヒテンシュタイン公国の裁判所で事情聴取されたウォルチ氏とピーター・グリュエーダー氏も、私にオリンパスを紹介されて、オリンパスへの融資が始まったと、嘘の供述を行っている。

## 2. 不正融資

日本の会計基準は、00年になって大きく変更され、全ての有価証券・金融派生商品・特定金銭信託の評価が時価評価になり、それまで簿価評価が許されていた私募投信・私募債・デリバティブ・特定金銭信託などが抱えていた含み損の全てを計上しなければならなくなった。その為にオリンパスは、それらの損失を簿外SPCに移して、損失の存在を隠すことにし、その資金を得る為に、LGT銀行から簿外融資を受けた。その方法を記載すると以下ようになる。

- ①CFCという簿外SPCを作る。
- ②オリンパスがLGT銀行に380億円の預金をする。

- ③オリンパスは、その預金をCFCに担保提供する。
- ④オリンパスの預金を担保に、LGT銀行がCFCに融資する。

だが、この融資を行うに当たって、オリンパスとLGT銀行の双方は、重大な不正行為を行っている。

CFCの株主がSky Ward Asia証券であることは、LGT銀行に提出された書類に記載されており、オリンパスとCFCに資本関係がないことはLGT銀行も把握していた。当然、資本関係のない相手に380億円もの担保提供を行う為には取締役会の承認が必要である。オリンパスの「取締役会付議・報告義務」第8条22号には、「多額な借入金又は担保の提供並びに保証の決定」という項目があり、資本関係の有無とは別に、1件50億円を超える担保提供や保証には取締役会の承認が必要と記載されている。しかし、CFCへの担保提供は、オリンパスの取締役会で承認を得ていない。

LGT銀行は、CFCへの担保提供がオリンパス社内で承認されていないことを承知で、CFCに対して300億円の融資を行ったのである。

それどころか、交渉の過程で、残高報告書にCFCへの担保提供を記載しないようオリンパスから頼まれたLGT銀行は、オリンパスの依頼を承諾して、残高報告書に担保提供の記載をしなかったのである。

当然だが、CFCへの担保提供が取締役会で承認されていたら、CFCへの担保提供をオリンパス社内に隠す必要はなく、残高報告書に担保提供の事実を記載できている。残高報告書に担保提供を記載しないことを承諾したLGT銀行は、取締役会の承認を受けていない不正な担保提供だということを承知していた。

資本関係のないCFCに、オリンパスの社内規定(取締役会付議・報告義務)に反した担保提供を行った菊川社長らは、明らかに背任行為を行っている。そのことを認識しながら、CFCに融資したLGT銀行は、スイス当局が定めたルールに反している。スイスの監督下にあるリヒテンシュタイン公国の銀行も、犯罪に関する金融取引を、速やかに当局へ通知する義務を定められている。

LGT銀行は当局への報告義務を怠っただけでなく、オリンパスの要求通りの簿外融資(不正融資)を実行して、その事実を隠蔽するために残高報告書の改竄まで行ったのである。

この事実をスイス当局に報告すべき立場の日本の検察当局も、この事実を意図的に見逃していたと言わざるを得ない。

CFCへの簿外融資300億円の返済期限を迎えた03年、オリンパスはLGT銀行と借り換え交渉を行った。98年の融資の際、CFCへの担保提供が、オリンパスの取締役会で承認されていないことを承知していたLGT銀行は、借り換え交渉の時に、あらためてCFCへの担保提供をオリンパスの取締役会で承認するように条件を付けた。し

かし、そのような条件を飲めるはずのない菊川社長らは、03年7月18日付の「ベストエフォート宣言」(実現に向けて最善の努力を尽くすと宣言する書面)に菊川社長が署名することで取締役会での承認を免れ、LGT銀行は融資の継続を承諾した。

### 3. GIM-Oに関する不正

#### 【1】GIM担保融資

オリンパスの簿外SPC(CFC)は、LGT銀行とコメルツ銀行から300億円ずつの融資を受けている。そのためにオリンパスは、LGT銀行に380億円の預金と、コメルツ銀行に300億円の預金をして、それらをCFCに担保提供した。

取引のない外国銀行に680億円もの預金をしていたオリンパスは、外国銀行の預金を拡大させて簿外融資を増額することは難しくなっていた。それどころか、いつ外国銀行の預金を解約させられてもおかしくないオリンパスは、680億円の預金を守るだけで精一杯だったはずである。

その為に山田氏らは、預金残高の上限額を700億円に設定する決議を行った。預金の上限額を作ることは、山田氏らにとって不利なように見えるが、実際には、外国銀行に預けた680億円の預金を守るための方策であった。取引のない外国銀行の預金であっても、700億円以下である限り解約しなくても良いという、取締役会の「お墨付き」を得たのである。

いずれにしても、更なる簿外融資を受ける為には、預金以外の担保を用意する必要があった。そのような時に、ニップ頭取からLGT銀行の公募投信(GIM)を勧められたオリンパスは、それを担保にCFCが融資を受ける計画を立てた。リヒテンシュタイン家の資産運用の為に作られた高い運用実績の投資信託(GIM)に投資することは、オリンパス社内に対する説明においても不自然ではなかった。

00年1月の取締役会で預金残高の上限額を700億円に設定する決議が行われたが、同じ取締役会で、GIM400億円の購入も承認された(GIMがCFCに担保提供されることは隠されていた)。

#### 【2】GIM-Oへの変更

LGT銀行は、00年2月28日にリヒテンシュタイン公国を表敬訪問した下山氏に対して、突然GIM担保融資のキャンセルを伝えた。正確には、融資のキャンセルではなく、GIMに対する400億円の巨額投資を断ったのである。GIMはリヒテンシュタイン家の資産運用目的で作られた投資信託ではあるが、公募投信だから誰でも購入することができる。しかし、400億円も保有している投資家が、突然全額を解約してきた場合、GIMの価格が一挙に下落する恐れが出てきてしまう。それを懸念したLGT銀行は、リヒ

テンシュタイン家の資産を守る為に400億円のGIM購入を断った。

しかし、GIM担保融資でCFCが調達する簿外資金は、オリンパスの特定金銭信託から国債300億円を借りていた簿外SPCが、特定金銭信託に国債を返す為の資金だった。オリンパスの特定金銭信託は、00年3月末に解約されることが決まっていたので、300億円の簿外資金は、それまでに調達しなければならなかった。

オリンパスの事情を知っていたLGT銀行が、わざわざ日本からやってきた会長に対して融資を断る訳がない。おそらく、LGT銀行は、GIM担保融資を預金担保融資に変更して欲しいと言ったはずである。

しかし、1月の取締役会で預金の上限額を700億円に決めていたオリンパスは、預金を増やすことができず、預金担保融資に変更することができなかった。そこで、プリンスは、急遽二人の役員(法務担当取締役のウルフ・ゲーブラーとアジア担当取締役のウォルチ取締役)に、オリンパスの簿外SPCへの資金供給を考えるように指示をした。

そこでウォルチ氏らが考えたのが、オリンパスの取締役会で承認された公募投信「P S Global Investable Markets (GIM)」の名前の後ろにオリンパスの「O」を付けた、「PS Global Investable Markets-O (GIM-O)」という私募投信を作り、その資金を直接簿外に回す方法である。

### **【3】GIM-Oから簿外資金供給を行う為にLGT銀行が行ったこと**

#### **(1) Teao (GIM-Oの評価をオーバー・パーにする目的)**

ファンドの運用資金を簿外に出す為には、簿外SPCの株式や債券を購入するしか方法はないが、株式を購入すればGIM-Oの期末評価の問題が出てきてしまう。

GIM-Oの評価を常にオーバー・パーにしておく為に、LGT銀行は、プライスウォーターハウス・コーパース(GIM-Oの監査法人)に期末評価を相談した。ウォルチ氏は、「プライスウォーターハウス・コーパース(監査法人)にSPC債の評価を相談したら、私募債の評価は在庫価格(簿価)で良いと言われた」と、リヒテンシュタイン公国の裁判所で供述している。そこでLGT銀行は、オリンパスに簿外SPC(Teao)を設立させ、Teaoが発行する債券310億円をGIM-Oで購入することにした。

#### **(2) Neo (GIM-OによるTeao債への集中投資を可能にする目的)**

GIM-Oから310億円が入ってきたTeaoは、300億円を使って投資事業組合(Neo)を組成した。刑事裁判の判決では、「オリンパス⇒GIM-O⇒Teao⇒Neo⇒QP」の流れは、山田氏がグローバル・カンパニーと相談して作ったスキームだと言われてきた。では、何のためのスキームなのか。中塚氏と山田氏は、以下のような証言をしている。

① 中塚氏は、「GCNVが探してきたベンチャー企業に対して、簿外から投資する目的で作ったのがNeoであり、GCNVとNeoはセット案件として計画された」と証言した。しかし、GCIがGCNVを提案したのは99年秋だが、Neoの組成が決定されたのは、2000年2月28日にGIM担保融資がキャンセルされ、GIM-Oという私募投信が組成さ

れることに決まった後である。GIM購入がキャンセルされなければ、Neoを組成する資金も存在していない。

また、簿外損失の解消目的でベンチャー企業に投資するのであれば、高い管理費用や成功報酬が発生する投資事業組合を使わずに、簿外損失を抱えていたCFCやQPなどの簿外SPCから投資するのが当たり前である。

② 山田氏は、刑事裁判の証人尋問で、「損失解消の為にベンチャー投資を行うNeoは、監査法人に見せることができなかった」、「簿外のNeoを隠すために、監査法人に見せるTeaoを作り、GIM-OとNeoの間に入れた」、「Teaoのブラインド効果である」、「このスキームは、オリンパスの状況を把握していたグローバル・カンパニーが提案してくれた」という内容の証言をしている。そして一審の裁判官は、この山田証言の信用性が高いと認定した。

しかし、簿外SPCのTeaoは、Neoを知っている者を除けば誰からも見えない存在であり、そのようなTeaoでNeoを隠すことは不可能である。常識的な判断力があれば簡単に理解できる話だが、群栄との民事裁判で森氏が以下の証言をするまでは、山田氏のこの証言は正しいとされてきた。

森氏の証言は、「オリンパス社内では『GIM-OはLGT銀行の公募投信』と説明されていたので、私募投信のGIM-Oを公募投信のGIMと装わなければならなかった。投資不適格なTeao債に330億円も集中投資している事実が発覚すれば、当然、GIM-Oが公募投信ではないことが発覚し、簿外損失の存在まで露見する。そこでTeao債を記載しない06年12月と07年12月のGIM-Oの運用報告書(Report Class Fund)をLGT銀行に作らせた」という内容だった。

この捏造報告書は事件発覚後、あずさ監査法人からオリンパスの第三者委員会に提出された。オリンパスがあずさ監査法人に提出したGIMの運用報告書を見ると、06年12月には運用資産の87.1%、07年12月には運用資産の80.4%が投資適格債27本に投資されていると記載されている。実際にはこの時点でGIM-Oが保有するTeao債は330億円であり、運用資産350億円の94.3%に達していた。Teao債購入の事実は完全に隠蔽されている。

山田氏らはGIM-Oの運用報告書をLGT銀行側に捏造させてまでして、Teao債への集中投資の事実をひた隠しにした。TeaoでNeoを隠すどころか、Teaoの存在そのものを消していたのである。

では、「Neo」は、どのような目的で組成されたのか。

私と小野は00年3月9日、山田氏、森氏、中塚氏、京相氏からオリンパス本社に呼び出され、GCNVとは別の投資事業組合の運用を依頼された。そこにはLGT銀行の白井氏が同席していた可能性が高い。その時、われわれが山田氏から説明された内容は次の通りだ。

- ①オリンパスは病院経営を学ぶために病院の買収を視野に入れているが、オリンパスの病院買収が公になると、内視鏡の顧客になっている他の病院からライバル視され、内視鏡ビジネスに支障を来す恐れがある
- ②オリンパスの社名を公表せずに実施したい病院などの買収は、オリンパス本体や価証券報告書に記載されるGCNVでは行えないので、ファンド(GIM-O)から資金を出して投資事業組合(Neo)を組成し、そこからの買収にしたい
- ③ファンドの評価の問題があるので、ファンドから投資事業組合(Neo)に資金を流す際は債券投資の形を取る
- ④そのためにオリンパスが会社を設立し(Teao)、そこが発行する社債をGIM-Oが購入して、この会社が投資事業組合の出資者になる
- ⑤投資事業組合と子会社は英領ケイマン諸島に設立したい
- ⑥病院などの買収はオリンパスが指示する

我々はこの説明に疑問を感じなかったが、実際に病院の買収指示が来たことはなかった。これは、我々を納得させる言い訳だったのだろう。

では、本当の目的は何だったのか。

リヒテンシュタインの金融機関はスイスの監督下に入っている。スイスには世界の個人資産の3分の1以上が集まっており、当時は3大銀行の預かり資産だけでスイスのGDPの何倍にもなっていた。金融の不祥事は国家の存亡に繋がる。その為に、金融不祥事を防ぐ厳しい管理が行われている。米国の統一ブルーデントマン・ルールに匹敵する厳しい規制が、スイスにも存在している。ファンドの運用会社として不適格な運用を行っていることが分かれば、たちまち処分されて営業権を失ってしまう。

ファンドの運用者に対する規制の根幹は、「投資対象が投資適格であること」と「適切な分散投資が行われていること(分散投資義務)」である。

投資適格債というのは、発行体がスタンダード&プアーズの基準でBBB以上の格付けか、あるいはムーディーズの基準でBbb以上の格付けでなければならない。その格付けが取れていない債券を購入する場合は、銀行保証・親会社保証などの確認が必要になってくる。

ところが、Teaoは2000年3月9日に設立されたばかりのSPCで、わずかな資本金(発行株式は、Sky Ward Asia証券の持つ2株)だけが資産のペーパー・カンパニーである。Teaoが発行する債券が投資適格債になる訳がない。しかしGIM-Oは、350億円の運用資産のうち310億円をTeao債に集中投資している(その後20億円を追加して330億円になっている)。

何故、投資価値のない債券への集中投資が認められたのか。純投資ファンドの運用会社としては、絶対に許されない投資である。

実は、「純投資運用」には厳しい運用規制が定められているが、M&Aファンドのよ

うな「政策投資」には、「投資適格」や「分散投資」などの運用規制が定められていないのである。LGT銀行は、その盲点についてTeao債投資を政策投資に見せかけ、GIM-Oを政策投資ファンドに見せかけたのである。

当然、GIM-Oを政策投資ファンドにする場合は、オリンパス社内でのオーソライズ（取締役会の承認）が必要であるが、オリンパスの取締役会は、GIM-Oを純投資ファンド（公募投信）として承認しており、政策投資ファンドとして承認させることは不可能だった。

そこでLGT銀行は、プライベート・バンクならではの秘策を考えた。すなわち、オリンパスの社内からは見えない形で、LGT銀行のコンプライアンス（運用準則）や、当局の検査をクリアする為のスキームを考えたのである。

具体的には、オリンパスが新規事業開拓ファンド（政策投資ファンド）として認めていたGCNVとソックリなNeoを作り、Teaoを、政策投資ファンドに見せかけたNeoのリミテッド・パートナー（出資者）にすることによって、Teao債購入に政策投資の名目を与えたのである。

更に、Neoが新規事業開拓の政策投資ファンドであるという信憑性を持たせる為に、GCNVのGPであったGCIケイマンにNeoのGPを依頼するよう、オリンパスに要請した。GIM-Oの約款にGCIがアドバイザーだという記載をして、Teao債購入の指図書に私の署名を入れさせたのも、LGT銀行内部で信憑性を持たせる為である。

### **(3) LGT-NI(運用報告書を交付しない目的)**

検察と裁判所は、LGT-NIをGIM-Oの運用会社と認定しているが、GIM-Oの運用を行っていたのはLGT銀行ケイマンである。

LGT-NIの役割は、オリンパスに代わってGIM-OとITVを所有することであり、そのことは、群栄化学工業との民事裁判で森氏が認めている。更に、LGT-NIの年次報告書を見ても確認できる。

LGT銀行はLGT-NIというSPCを作り、そこにオリンパスが持っていたGIM-OとITVを移し、オリンパスにはLGT-NIの議決権のない参加株式を持たせていた。

実際に、平成13年12月31日（2001年）現在のLGT-NIの年次報告書（弁第31号証）を見ると、「325億円の非上場債券2種（Teao債310億円と、Teao債15億円）は、当会社（LGT-NI）の合計純資産の80%に当たる」と記載されている。

GIM-Oの純資産は35,583,189,504円で、ITVの純資産は5,148,265,008円になっており、その合計額は、40,731,454,512円である。325億円を、GIM-OとITVの合計純資産、40,731,454,512円で割ると、約80%（79.791%）になる。すなわち、LGT-NIの純資産と、GIM-OとITVの純資産合計は、同一金額になっており、LGT-NIが、GIM-OとITVの2本を所有するだけの会社だったことが分かる。

同様の確認は、平成14年12月31日（2002年）現在の年次報告書（弁第31号証）からもできる。

※LGT-NIの株式の構成は、1株1米ドルの議決権付普通株式1000株と、議決権のない1株0.01米ドルの参加株式490万株に分かれていて、資本金は、それらの合計5万米ドルになっていたようである。LGT-NIの目論見書には、LGTグループ・ファウンデーションが、議決権付普通株を保有していたことが記載されており、オリンパスは議決権のないLGT-NIの参加株式490万株を所有していた事が分かる。

※オリンパスはGIM-Oを所有していなかったのだから、GIM-Oを有価証券報告書に記載していたオリンパスは、この点でも有価証券報告書の虚偽記載を行っていた事になる。有価証券報告書に正しく記載するには、LGT-NIの参加株式を記載しなければならない。

では、何故オリンパスはGIM-OとITVをLGT-NIに移したのか。それは、オリンパスに頼まれて、「GIM-Oの運用報告書」を交付できないLGT銀行が、自らのリスク回避の為に考えたスキーム(LGT-NIのスキーム)である。

投資信託を運用する会社には運用報告書の交付義務が課せられている。特に、公募投信には、運用報告書を交付する義務が法律で定められている(各国ともに例外はない)。私募投信であっても、投資家や監査法人から要求されれば報告書を開示しなければならないし、内容を改竄することは許されない。

そこでLGT銀行は、オリンパスが直接GIM-Oを持たない形にする為に、GIM-OをLGT-NIに移したのである。GIM-Oを持っていないオリンパスに、GIM-Oの運用報告書を交付する必要はない。その代わりに、オリンパスにはLGT-NIの年次報告書を送っていた(勿論、オリンパスはLGT-NIの年次報告書を公表していない)。

そして、オリンパスの社内に対して、GIM-Oを持っているように見せかける為に、LGT銀行は残高証明書(statement of assets)にGIM-Oの残高を記載し、GIM-Oの価格を常にオーバー・パーにしていたのである。これらはLGT銀行でなければできない不正行為である。

更に、前述したように、LGT銀行は、オリンパスが所有していないGIM-Oの運用報告書を捏造して(06年と07年)、オリンパスに交付したのである。

#### (4) LGT銀行の書面を使ったリスク回避

##### a. GIM-OのRegulation (約款) 日付未記載

＝LGT銀行本店の捏造文書

この約款には「GCIはGIM-Oのアドバイザー」と記載されている。

しかし、公判の臼井証言によると(臼井14回 P22、臼井15回 P54)、日本の顧客がLGT銀行で私募投信を組成する際は、臼井氏が顧客の要望を聞き取って銀行本店に伝え、銀行本店がその要望を盛り込んだ「約款」を作成するということである。その臼井氏は「GIM-Oの約款にGCIがアドバイザーと



記載されていたので、G C IがG I M - Oのアドバイザーになっていることを認識した」と証言している（白井14回 P34、白井15回 P54）。

顧客の要望を本店に伝えるはずの白井氏が、本店が作ったG I M - Oの約款を見て、初めてG C Iがアドバイザーと認識したということである。

すなわち、オリンパスからG C Iをアドバイザーにするという要請はなく、約款にそのような記載をしたのは、L G T銀行の都合だったということが分かる。

そのことを裏付けるように、L G T銀行のアジア担当役員だったウォルチ氏は、リヒテンシュタイン公国の裁判所で「L G T銀行は自らのリスク・ヘッジのため、G C Iを（約款上で）G I M - Oのアドバイザーにして、オリンパスにウェーバーの署名をさせた」と証言している（甲421、422）。

更に白井氏と京相氏は、「G I M - Oへの指示はすべて、オリンパスからL G T銀行に出されており、G C Iからのアドバイスや送金指示はなかった」と証言をしている（白井15回、P41）（京相12回、P9、P16）。G I M - Oは平成12年3月24日に円建て債30本を購入しているが、白井氏は「オリンパスの京相氏から指示がきたので、パリバ証券のシラトという女性に買い注文を出した。銘柄は京相氏が選定した」と証言している（白井15回 P68）。言うまでもなく、G C Iからの指示は出ていない。

また、白井氏は「G C Iから、G I M - Oの時価や状況の問い合わせは一切なかった」とまで証言している（白井16回、P1）。

こうした証言の全ては、G C IがG I M - Oのアドバイザーではなかったことの裏付けとなっている。

G C IとL G T銀行とのアドバイザー契約書は実在していないし、アドバイザー・フィーも払われていない。インターメディアリー契約は単に顧客の紹介料を取り決めただけの文書で、アドバイザー・フィーとは無関係だ。

被控訴人はG C IがG I M - Oのアドバイザーだったと決めつけたうえで、誤った主張を繰り返しているだけで、私が意見書で述べた事実に対して何も意見を述べていない。

#### **b. G I M - OのWaiver（免責書面） 00年3月17日付 ＝L G T銀行本店の捏造文書**

この文書には「G C IはL G T銀行のアドバイザー」と記載され、さらに「G C IはL G T銀行のアドバイザーとして行動し、L G T銀行はG C Iによるあらゆるアドバイスを遵守し、執行する。G C Iがアドバイスし、L G T銀行が執行する注文は、L G T - P MとL G T銀行との間の投資運用契約に基づき、銀行の活動とはみなされない。従ってL G T銀行は一切の損害について責任を負わず、投資家は上記の投資運用契約に基づく、L G T銀行に対する一切の請求を放棄する」と記載されている。

この文書は、オリンパスとオリンパス・アセット・マネージメント（OAM）との2通が作成され、オリンパスの書面には中塚氏、オリンパス・アセット・マネージメントの書面には山田氏が署名している。この書面が、実情を承知していないオリンパスの取締役会から提訴されるリスクを回避する目的で作成されたことは明らかだ。

また、「LGT - PMとLGT銀行の間の投資運用契約に基づき」という記載から分かる通り、この時点でのGIM - Oの運用者はLGT - PMである。

GCIとLGT銀行とのアドバイザー契約書は実在しない。

### c. GIM-OのWaiver（免責書面） 01年4月20日付 = LGT銀行本店の捏造文書

この文書には「GCIはLGT-NIのアドバイザー」と記載され、さらに「GCIはLGT-NIのアドバイザーとして行動し、LGT-NIはGCIからのアドバイスを検証せず遵守及び執行する。GCIがアドバイスし、LGT-NIが執行する注文は、LGT-NIの活動とはみなされない。従って、LGT銀行は一切の損害について責任を負わず、投資家は上記の投資運用契約に基づくLGT銀行に対する一切の請求を放棄する」とされている。

このWaiver（免責書面）も、00年3月17日付の書面と同様に、Tea o債への集中投資に対するリスクヘッジの書面になっている。

私募投信のGIM-Oを組成して、その運用資金を簿外に流すスキームは、GIMを担保にした簿外融資を断ったLGT銀行がオリンパスに提案している。当然、オリンパスの取締役会が承認しているのは公募投信のGIMで、私募投信のGIM-OではないことはLGT銀行も十分に認識していた。

GIM-Oが投資不適格なTea o債に集中投資している事実をオリンパスの取締役会が知り、GIM-OがLGT銀行の提案であることが露見した場合、多額の賠償金を請求される。そこでLGT銀行は「GIM-OはすべてGCIのアドバイスの下で運用されており、LGT銀行には運用責任がない」とする書面を作成し、それを山田氏らに承諾・署名させて自らの責任回避を図った。

前記2つのケースと同様に、GCIとLGT-NIとのアドバイザー契約書は実在しない。

このWaiverについて、ウォルチ氏はリヒテンシュタイン公国の裁判所で、以下のような供述をしている。

質問者：2001年4月に、LGT New InvestmentsがGlobal Company Investment（以下GCI）の指示に従い投資を行った場合に、（LGT-NIに対して）オリンパスが免責を保証するという文書（Confirmation/Waiver to the regulations for “PS Global Inv

estable Markets - O(JPY) Class Fund”)  
が作成されました。どのようにして、この保証文章の作成に至ったのですか？

ウォルチ氏：この文章はLGTの信用部門から来たものと考えますが、それについて何も述べることはできません。

質問者：当該文書を提示

ウォルチ氏：私が記憶している限り、この書式は、GCIをコンサルタントとして指定するために作成されました。投資に対するLGTの責任を、依頼者であったGCIに引渡すためでした。

質問者：このような書式を利用することは異例ではないのですか？

ウォルチ氏：LGTは、様々な特別資産を持っており、自らの責任で運営しています。オリンパス特別資産は、オリンパス占有とされており、加えて外部のコンサルタントがいたため、この解決策を選びました。

GCIをコンサルタント（アドバイザー）に指定するのは、アドバイザー契約であり、そこへの署名はGCIがしなければならない。しかし、ウォルチ氏に示されているのはWaiverであり、署名は山田氏が行っている。明らかに、我々に無断で、GCIをアドバイザーにしたことが分かる。

#### **d. サブ投資運用契約書 03年4月1日付**

＝白井氏の捏造文書

GIM-OとITVの運用会社だった「LGT銀行ケイマン」（運用会社は、LGT-NI設立に合わせてLGT-PMから移行）とGCIとの間で交わされた、「GIM-OとITVの運用をGCIに委託する」という契約書。

GCI側は私自身が署名しているが、私は白井氏から「(LGT銀行からGCIに支払われている) インターメディアリーフイーを支払う会社に変更になるので、新たな契約書に署名がほしい」と説明されてこの文書に署名している。LGT銀行ケイマンからGIM-OとITVの運用を委託される契約書とは聞かされていない。白井氏も公判で同じ内容を証言しており、英語が極端に苦手な私は白井氏から虚偽の説明を受け、同氏に言われるがまま署名させられたのである。

#### **e. Power of administration (ITV)**

**02年9月11日付＝白井氏の捏造文書**

サブ投資運用契約で決まった内容をLGT銀行本店に伝える書面が「Power of administration」だが、これは白井氏が私の署名を偽筆して捏造したものだ。

Power of administrationが02年9月11日にLGT銀行に提出されているにもかかわらず、その元となるサブ投資運用契約書は

未提出だった。その点をLGT銀行から指摘された臼井氏がPower of administrationを正当化するため、サブ投資運用契約書を用意したのだろう。だから先に交わされているはずのサブ投資運用契約の日付の方が、Power of administrationの日付より半年以上も後になった。

公判で弁護側から「GIM-Oに関しても同じ書類はあるか」と尋ねられた臼井氏は、「あると思います」と応えている。サブ投資運用契約書の内容がGIM-OとITVになっているので、当然、GIM-OのPower of administrationも作成されている。

### ※Power of administrationの目的

臼井氏が私の署名を偽筆して捏造したPower of administrationの書面に記載された日付は「02年9月11日」になっている。これと同じ日に、Tea oは年利5.275%の高金利で香港上海銀行(HSBC)から3ヵ月の融資を受け、Tea o債15億円の償還金を支払っている。Tea o債の償還はこの場合を除き、常に借換債の発行で対応しており(GIM-O解散時は除く)、この場合に限って銀行借り入れで償還している。02年9月11日は何らかの理由で借換債が発行できず、Tea oは高利融資を受けなければ償還できなかったことが分かる。

GIM-Oが00年3月に310億円、01年9月に15億円のTea o債を購入した際は、アドバイザーに仕立てたGCIに署名させることで、LGT銀行内部の承諾を取った。しかし、02年9月の時点では銀行のコンプライアンスが強化され、アドバイザーの署名では承諾が取れなくなったのだろう。GIM-Oの運用者としてTea o債購入のリスクを恐れたLGT銀行ケイマンが、新たなTea o債の購入をストップしたと考えられる。

CFCへの簿外融資を借り換える交渉が03年に行われているが、この際にはCFCへの担保提供を取締役会で承認することが条件とされた。02年9月頃には恐らく、LGT銀行内のコンプライアンスが強化され、オリンパスに対する姿勢にも変化が出てきたのだろう。

Tea o債の借換債に関するトラブルで、オリンパスからプレッシャーを受けた臼井氏は、LGT銀行本店の承諾を得るため、GCIをGIM-OのGP(運用者)に祭り上げる必要があった。そこで同氏は、LGT銀行に「GCIがGIM-Oの運用を引き受けた」と虚偽の報告をするため、窮余の策としてPower of administrationを捏造したのである。

この文書は臼井氏がLGT銀行本店を偽るための方便で、LGT銀行本店は、GCIが運用を受託したと誤解したに違いない。だからこそ臼井氏は「偽筆が露見していたらクビになっていた」と証言したと思われる。

HSBCの高利融資を返済する02年12月11日、臼井氏は私の署名を偽筆したTea o債20億円の買付指示書を捏造し、GIM-OにTea o債20億円を購入させた。そしてTea oに入ってきた20億円で、HSBCに15億円を返済した。

Tea o債15億円の償還日とHSBCからの借入日、それにPower of administrationの日付はすべて、02年9月11日で一致している。また、HSBCへの返済日と、臼井氏が偽筆したTea o債20億円の買付指示書の日付は02年12月11日で一致している。このことは「LGT銀行本店の承諾を得るため、GCIをGIM-OのGPに祭り上げる」という、Power of administrationの目的を明確に示している。

更に、05年3月の150億円と160億円のTea o債（借換債）、08年3月の150億円のTea o債（借換債）の買付指示書も、臼井氏が私の署名を偽筆して捏造しているはずだ。

#### （5）臼井氏の偽筆（横尾の署名を偽筆）

LGT銀行関連の書面には、横尾の署名を臼井氏が「偽筆」したものが数多く存在する。これを見つけた横尾の弁護士は、13年5月13日（月）の「予定主張書面（3）」で、臼井氏の偽筆を裁判所に指摘した。それに対して検察は、「証明予定事実記載書（7）」で「代筆」だと主張した。その理由は「被告人横尾が多忙で連絡が取れなかったから」ということである。

しかし、これらの書面は、横尾だけでなく羽田や小野にも署名権があったものと、3人とも署名権がなかったものばかりである。小野はいつもオフィスに居て確実に連絡が取れたし、LGT銀行の書面への署名の大半は小野が行っていた。送金指示書を見ると、小野が113回であり、羽田が7回、横尾が3回である（臼井氏から直接渡されて横尾が署名したもの）。

それに、横尾は携帯電話を持ち歩いていたので常に連絡は取れた。仮に電源を切っていたとしても留守電を入れておけば良かったはずだ。

横尾は何度も異議を申し立て、裁判所に意見を求めたが、刑事裁判の一審、二審は、横尾の意見書を完全に無視し、非常識な判決を下した。

臼井氏自身も、横尾の名前で署名したことを彼に伝えていなかったと証言している（第15回証人尋問調書 P80～85）。

更に臼井氏は、LGT銀行には「代筆」制度がなく、横尾の名前を書いたことが露見すれば「辞めさせられていたかもしれない」と証言している。

#### （第15回証人尋問調書 P66）

田淵：証人が横尾さんの代わりに名前を書くに際して、横尾さんから、そういう全権委任状なり、委任状の類いをもらおうという考えはなかったですか。

臼井：そういう問い掛けはしたことありませんね。

田淵：LGT銀行の人がお客さんに代わって、お客さんの名前を書いてもよいと、そういう制度はありましたか。

臼井：ありません。

(第16回証人尋問調書 P59)

田淵：もし、その横尾さんの署名を臼井さんがしていたことがLGT銀行の本店に分かった場合というのは、何かおとがめはありますか。

臼井：もう既に私は首になっていますからね。首になっていると同時に、経済的に何ら不都合が発生していませんので、ないと思いますが。

田淵：当時だったらどうでしょうか。

臼井：辞めさせられたのかもしれませんが、分かりませんけれども。

民法99条1項には、「代理行為の効力は、本人のためにすることを示してなされることを要する」と定められているが、臼井氏は、署名をしたことを横尾に伝えていなかったと証言しているので、「代理行為(代筆)」とは認められない。

また、民事訴訟法228条4項には、「私文書は、本人の署名又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」という規定があるが、臼井氏が横尾の署名を記載した書面には、「横尾の署名」しかなく、「代理人(臼井氏)の署名や押印」もない。全ての書面が、日本法において代筆の必須条件を欠いたものであることは明白である。

LGT銀行には代筆制度がなく、LGT銀行に露見していたら辞めさせられたと臼井氏が証言しているのだから、リヒテンシュタイン公国においても「代筆」とは認められない。

そして重要なのは、野村裁判官と臼井氏のやり取りである。本人に報告をせず横尾の署名を記載していた事実を、裁判所も認識していたことが証明できる。

(第17回証人尋問調書 P39)

野村：続いて、証人が送金指示書に横尾さんの名前を書いたという点なんですが。これ、事前あるいは事後に、簡単にメールで尋ねるなり。

臼井：するべきでしたけれども、横尾さんにメールって、打った覚えはないですね。

野村：アドレスも知らなかったんですか。

臼井：いや。知っていたと思いますけれども、たまたま横尾さんと私の間は携帯電話ぐらいだったと思いますね。

更に臼井氏は、決定的な証言をしている。

(第17回証人尋問調書 P39)

野村：これについて、銀行内で何かおとがめを受けたんですか。

臼井：いえ。経済的な実害が発生してればあれなんでしょうけれども、逆に、オリンパスさんが、例えば、クレームをするのであれば、あったかもしれないけれども、全てオリンパスのほうからの指示ですので、その辺の実質リスクは非常に小さいと思ってやってしまったというのが、実状ですね。

全ての偽筆がオリンパスの指示だったことを認めているのである。オリンパスは、LGT銀行との取引において横尾達に隠さなければならない事情を抱えていた。それを証明する証言である。その事情が「粉飾」であることに疑いはない。

「証明予定事実記載書（7）」の段階で、代筆者の署名や押印のない書面が「代筆」になり得ないことは十分に判断できるし、臼井証言を聞いていた検察が、「論告要旨」において「代筆」と断定しているのは明らかな不正行為と言える。

勿論、それを正すことなく、検察の主張を黙認した裁判所も同罪である。

以下が、臼井氏が「偽筆」した書面である。

㊦ **I T V に関する「P o w e r o f a d m i n i s t r a t i o n」**  
(02年9月11日)

これについては、既に説明している。

㊧ **T e a o 債 2 0 億 円 の 買 付 指 示 書**  
(02年12月11日、06年12月13日)

GIM-OにTea o債20億円を購入させる際の買付指示書である。これとは別にニップ氏とウォルチ氏が署名した送金指示書が存在する。

㊨ **O r d e r s , c o m m u n i c a t i o n a n d i n f o r m a t i o n m a n a g e m e n t o f A s i a (G I M - O と I T V の 2 枚)**

LGT銀行と顧客との間の情報伝達手段に関する確認書面である。GIM-OとITVの管理会社か運用を委託されている会社でなければ、この書面は送られてこない。われわれは運用を委託されていなかったのに、臼井氏が勝手に偽筆したのである。

㊩ **I T V の 約 款 (R e g u l a t i o n)**  
(02年6月)

同種の約款が何枚か出ている。臼井氏が私の署名を偽筆した約款からは、LGTの名前が完全に消えている。

#### ㊦ I T Vが I T X 2万3970株を買付けた際の手数料引き下げの確認書

この取引に限り売買手数料を引き下げるという内容の確認書面。数回行われている I T X株の売買は、われわれには報告されなかった。公判でこの偽筆について尋ねられた臼井氏は以下のように証言している。

#### ※G I M-Oと I T V以外の書面

#### ㊦ E s t a b l i s h m e n t o f t h e i n d e m n i t y o f t h e b e n e f i c i a l ( N e oとG C N Vの2枚)

G C N Vと N e oの銀行口座に関する受益権者の確認書面である。双方の口座の受益権者はオリンパスになっている。記載されている内容はオリンパスの社名と住所、それにオリンパスの口座の開設日である98年3月20日だ。この書面を見ると98年3月20日にL G T銀行に口座が開設されていたことが分かってしまう。臼井氏はその事実をわれわれに隠すために偽筆したようだ。同時期にG C Iや私個人の名義の口座に関する同様の書面が作成され、それらには私が署名している。G C N Vと N e oの書面も、それらと併せて私に依頼するのが自然だ。

#### ㊦ G C N Vの資産を臼井氏の顧客(荒川氏)に担保提供するという書面

G C N VのG PであったG C Iケイマンに無断で担保を提供しており、この事実に関しては臼井氏も証人尋問で認めている。

### 3. N e oのG P変更と成功報酬

#### ① 国税局の反面調査

2006年10月、東京国税局調査第一部がオリンパスの税務調査に関連してG C Iを反面調査した。

その時に違和感を持ったG C Iは、N e o(オリンパスの投資事業組合)のG Pを降り、L G T銀行が推薦するウォルチ氏にG Pの業務を受け渡した。

#### ② 成功報酬

2008年3月に行われたベンチャー企業の株式売買(簿外損失の解消目的)で、N e oのG Pを請け負ったウォルチ氏の会社(G u r d o n)に成功報酬が発生し、12億5925万円をG u r d o nに支払うことが決まった。

しかし、ベンチャー企業を見つけてきたのはG C Iだから、10億9740万円はG C Iに手渡すと、ウォルチ氏から小野に話があり、2008年4月17日に契約が交わされた。



更に、追加の9億5000万円をウォルチ氏（Gurdon）に支払うため、2008年10月22日に、オリンパスはウォルチ氏に連絡したが、ウォルチ氏から「Gurdonを清算するためにLGT銀行の口座を閉鎖した。送金は新会社を開設するまで待つてほしい」と頼まれ、彼がNaylandという新会社を用意するまで送金を待った。しかし、Gurdonの銀行口座は、少なくとも11月24日まで稼働していた。

オリンパスの簿外損失の存在や3社株売買の真の目的を理解していたウォルチ氏は、これを受け取るもののリスク（違法な簿外損失の隠蔽に協力した報酬を受け取ったと見做される危険性）を認識し、それを回避するため、オリンパスから支払われた金を横尾達3人に譲ることにしたのだろう。

9億3000万円を横尾らに渡す契約書が同日に交わされているが、NaylandとInstageの契約書は、ウォルチ氏がGCIに隠れて捏造したコンサルティング契約である。

Instageの署名は横尾達3人の誰かの署名でなければならないが、実際にはリ・ピンピンというLGT銀行の女性行員の署名になっている。

しかも、「Instage Limited」の社名の上に「Tripletton Group Limited」の社名が薄く写っている（リ・ピンピン氏は「Tripletton Group Limited」のDirector）。

更に署名欄には、本来のフォーマットである「for and on behalf of・・・」「Authorised Signatory」という印字とは別に、「for and on behalf of・・・」「Authorized Signature (s)」という文字が重なって印字されている。

リ・ピンピン氏の署名がスキャナーで写し取られたものであることは確実であるが、このような捏造契約書をLGT銀行は承認している。

しかし、この契約書のことや9億5000万円について、ウォルチ氏はGCIに一切告げていない。

ウォルチ氏は、リヒテンシュタイン公国の裁判所で、NeoのGP交代をプリンスに相談したら、（成功報酬は受け取らず）管理報酬だけ受け取れという指示を受けたと供述している。

だから、成功報酬が発生する度に、GCIへの返還を画策したのである。